

議案第10号

飛騨市不育症治療費助成金条例の一部を改正する条例について

飛騨市不育症治療費助成金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月26日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

助成対象の見直しに伴う改正

飛驒市不育症治療費助成金条例の一部を改正する条例

飛驒市不育症治療費助成金条例（平成24年飛驒市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「夫婦に対し」を「者に対し」に改め、「夫婦の」を削る。

第2条第3号を削る。

第3条及び第5条中「夫婦」を「対象者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の飛驒市不育症治療費助成金条例の規定は、令和3年1月1日から適用する。

飛騨市不育症治療費助成金条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、不育症のため子どもを持つことが困難な<u>夫婦</u>に対し、予算の範囲内において、不育症に係る医療費の一部を助成すること（以下「助成」という。）で<u>夫婦</u>の経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 助成金の交付を受けることのできる者は、次の要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 飛騨市に住所を有し、助成金の交付申請をした日まで1年以上飛騨市に居住している者</p> <p>(2) 規則で指定する専門医療機関（以下「指定医療機関」という。）において、当該専門医により不育症と診断され、その治療又は検査（以下「不育症治療等」という。）を受けている者</p> <p>(3) <u>法律上の婚姻</u>をしている者</p> <p>(対象費用)</p> <p>第3条 助成の対象となる費用は、不育症治療等を開始した日から当該妊娠に関する出産、流産、死産等に伴い治療が終了するまでの期間（以下「治療期間」という。）において、<u>夫婦</u>が指定医療機関で受けた不育症治療等に係る医療費の自己負担額（規則で定める費用を除く。）の合計額とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、不育症のため子どもを持つことが困難な<u>者</u>に対し、予算の範囲内において、不育症に係る医療費の一部を助成すること（以下「助成」という。）で_____経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 助成金の交付を受けることのできる者は、次の要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 飛騨市に住所を有し、助成金の交付申請をした日まで1年以上飛騨市に居住している者</p> <p>(2) 規則で指定する専門医療機関（以下「指定医療機関」という。）において、当該専門医により不育症と診断され、その治療又は検査（以下「不育症治療等」という。）を受けている者</p> <p>_____</p> <p>(対象費用)</p> <p>第3条 助成の対象となる費用は、不育症治療等を開始した日から当該妊娠に関する出産、流産、死産等に伴い治療が終了するまでの期間（以下「治療期間」という。）において、<u>対象者</u>が指定医療機関で受けた不育症治療等に係る医療費の自己負担額（規則で定める費用を除く。）の合計額とする。</p>

第4条 略

(対象費用)

第5条 助成金の交付を受けようとする夫婦は、規則で定めるところにより、交付申請書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

以下 略

第4条 略

(対象費用)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより、交付申請書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

以下 略

飛騨市不育症治療費助成金条例の一部を改正する 条例（案）要旨

1 改正の趣旨

助成対象の見直しに伴う改正

2 改正の内容

婚姻の届出をしている夫婦に限られていた不育症治療への支援について、法律上の婚姻の有無を問わず対象とするもの。

3 施行日 公布の日（適用日：令和3年1月1日）